

書大躰について

—その成立—

真下三郎

書札は鎌倉時代初期ごろから編まれるが、室町時代の中ごろまでに、公家用・武家用ともに数を増してくる。しかし弘安八年十二月の「弘安礼節」以外は、その著作年月を明らかにするものがない。多くは銘記を欠いているので、いつごろ誰の手によって編まれたかは、推定するよりほかはない。

そういうものの中から「続々群書類従」所収の「書大躰」について、その著作年代等を考証してみる。

「書大躰」には、書名の下に「廿五品」と小書きしてあり、目次に相当する個所に「問題条」とあって、その下に「廿五箇」とやはり小書きしてある。これでわかるように、本書は廿五項にわたる武家用書札礼について書いたものである。

この書の成立について、「続々群書類従」の編集者は、巻頭の「解題」で次のように言っている。

本書は武家書札礼を記したる古き物の一にして、古文書字の参考に資すべきものなり。奥書によれば、文明中越後国上杉家の所望により、斎藤越前入道浄玄の記したるものなり。されば約雪老人とあるは同人の別号なるべし。越前入道未だ知るべからずといへども、斎藤親基ならん歟。後考を俟つ。

すなわち本書の成立は、文明年中で、著者は約雪老人こと斎藤越前入道浄玄で、越前入道とは斎藤親基ではないか、といっているのである。そしてその推定の基となったのは、擬斎藤親基説を除いて、「奥書」であると明記している。

ここにいう「奥書」は本文の最後に二つある。これを便宜、先なるを「奥書一」、後なるを「奥書二」として、それぞれ内容を精査してみる。

奥書一は年月不明のもので、次のように記されている。

時文明大荒落之秋、東夷之人遙拋五々之品題、潛索一人之述語焉、披而習之、咸是公武之礼示也、雖蹟遠、豈肯容易乎、矧於森愚之性乎、雖然耽來志之寫、忘下情之拙、恒筆記之、蓋述今案之邪説間錯先哲之遺言也己、唯懼貽誤於兒孫焉、庶幾後覽之人、改正之、亦以為幸、

釣雪老人誌

この奥書によれば、「文明大荒落之秋」に「釣雪老人」の許に「東夷之人」がはるばる廿五条にわたる公武の書札の心得を問うてきたので、それに対して答えたものということになる。

もう一つの奥書、すなわち奥書二は、奥書一のすぐ後にあるもので、永正二乙丑年十一月九日の夜に「長典」という人が書いたことが記されている。それは次のような銘記である。

右此本者齋藤越前入道淨玄、依越後国上杉所望題廿五ヶ条間之云々、以下津入道源孝相伝之証本書之、

すなわち「越後国上杉」の所望により「齋藤越前入道淨玄」が書いたとしている。

以上によって、先の「統々群書類従」の冒頭の解題は、この二つ

の奥書をつきまさせて書いたものであることがわかる。

今その主要な成立条件を挙げてみると、次のようになる。

奥書一 解題

成立年代 文明大荒落之秋 文明年中

依頼者 東夷之人 越後国上杉家

著者 釣雪老人 齋藤越前入道 釣雪老人（齋藤越前入道淨玄）（齋藤親基？）

以下「解題」中の各条件について考えてみよう。

一、成立年代が「文明年中」とあるのは、奥書一に「文明大荒落之年」とあるのに拠ったものであろう。ところで文明年中とは何年ごろか。それは「大荒落之年」が示していると思うが、そもそも「荒落」とはどういうことであろうか。辞書には見当たらない。

「落が荒れた」意味だとすれば、京都が荒れたのは、応仁元年にはじまり文明七年細川勝元・山名宗全の死によって次第に収集を見せはじめた「応仁の乱」において、京都の大半を焼いて荒亡の街たらしめたのが応仁元年から文明初年（応仁記）にかけてであるから、「文明大荒落」は大体文明三・四年ということになる。

またもし荒落を「荒落」の誤記とし、荒落を「大不作」と解するならば、その荒落は比較的大きかったのが文明中に二回ある。「史料総覧」によれば文明三年と文明四年とである。しかし文明三年

は「近畿早ス、大和七大寺ニ命ジテ雨ヲ祈ラシム」(七月四日)とあるから、旱害は一地方でさほどの実害はなかったらしいが、文明四年は全国的な大旱であつたらしく、「史料総覧」は「経覚私要鈔」「親長脚記」等十二種の資料を引用して「炎旱ニヨリ興福寺ニ勅シテ法華經ヲ誦誦シ、豊熟ヲ祈禱セシメ給フ」(五月)と記しているから、前年以上の大不作の歳であつたであらう。したがって文明の大荒落は文明四年ということになる。

一、依頼者を「越後国上杉家」としているが、これは奥書二に「越後国上杉」とあるのをそのまま踏襲したものであらう。しかし奥書二が、奥書一の「東夷之人」とあるのを即「越後国上杉」とした根拠はどこにあったのだから。奥書二が書かれたのは「永正二年」であるから、本書の成立年代を文明四・五年のころと考へても、すでに三十年余を経過している。「東夷之人」の解釈をとり違えたという恐れもないことはない。「越後」を「東夷」としてよいかどうか、その例は管見にはいらないがどうであらうか。

「東夷」という語はほとんど常に「関東武士」の事をいい、しかもそれに幾分その無学不骨さを軽しめる京都人の意地悪さを含む表現であることは、幾つもの先例がある。したがって奥書一は、やはり従来の用例のとおり、京都から「関東に在住する武家」を指したのではなからうか。

この「書大妹」には書札の書式例を示したものがあがるが、その一つに「被遣三職等御書」という項がある。三職すなわち京都管領に任せらるべき細川・斯波・畠山の三家に対する書状のしたため方を示したもので、それは次のようになってゐる。まず「凡武家中之書札等、差軌則不分明歟、執事職五代者者、雖為随分之重職、至御書者、被遣自余之大名亦无差異乎」とその心構えを示したあとで、次の文例を掲げている。

大明人來朝之船、着岸之由其間候、任先例進発干津浜、警固之者、可被加下知四國御家人等候也、

何月 日

御 判

右京大夫殿

すなわち宛名は「右京大夫」とあるが、これは三職中の細川氏を指すのであらう。そして差出人は単に「御判」とある。つまり官職姓名などを記す代りに「御判」で済ませているのであるが、これが一つの手がかりとなる。「判」は花押の事で、「御判」とあるからにはおそらく貴人の花押であらう。書状のしたため方の中で、相手に対して姓名を書かず、花押のみで済ませられるのは、差出人が宛名人より高位者である場合に限られていることは、書札の儀に規定するところである(玉章秘伝抄その他)。室町幕府の在京職で、公方を除けば最高の職位である管領に選出せられ

る「三職」に対して、「判」のみで済ませられるのは、三職以上の高位の貴人でなければならぬ。

したがってこの点からも、差出人は、名家といえども諸國の困持大名に過ぎない越後上杉氏とするよりは、むしろそれよりはるか上位者であると考えねばならない。それに加えて上記の「東夷之人」を勘案すれば、むしろ「鎌倉在住の高官——関東管領」を推定することが妥当ではあるまいか。

ことに文明四・五年当時の両管領は上杉氏である。すなわち扇谷の上杉定正、山内の上杉顕定である。よって奥書二の「上杉氏」を重視すれば、この書札礼の依頼者をこの中のうちどちらかとして見ることができよう。中でも山内の上杉顕定は上杉房頭の子で、幼少より越後国上杉房正の許にあったが、父の死により、十四歳の時、鎌倉へ呼び戻され、山内上杉家を継いだ（鎌倉公方五代記）人であるという。奥書二が「越後国上杉」としたのは、あるいはこの山内の上杉顕定を指したのではあるまいか。

ちなみに奥書二の書かれた永正二年ころは、扇谷定正はそれより以前の明応二年十月五日に病死してこの世になく、山内顕定は、五年後の永正七年六月十二日に敗死するが、まだ当時は健在で山内に住んでいるのである。

一、「釣雷老人」は奥書一を借する限り、本書の著者である。しか

しこれが何びとの号か、詳らかにすることはむずかしい。

一、「釣雷老人」を「斎藤越前入道浄玄」としているのは、奥書二によっている。「雷」の文字から北國——越前——の出身者らしく思われるが、しかし奥書二がどこから斎藤越前入道浄玄説を導き出してきたか、これも明らかでない。

ただし斎藤氏は記録故実の家柄であったことは確かである。

「斎藤親基日記」を残した斎藤親基は政所右筆方であり、何事番を勤めた斎藤豊基は御前奉行勅衆であった。御前奉行は幕府の事務機構の重要な役職で、先例や故実に通じていると考えられる家柄の人々が任命された。文明年中後期のそれを例にとれば、十九名から成る勅衆には、文学の家飯尾氏や松田氏が半数以上を占めているのである。

斎藤氏は藤原利仁から出て、鎌倉時代のはじめごろ教家に分かれるが、利仁の母公が越前出身であったから、斎藤氏は加賀・越前等北陸に定住した。その中に「足田斎藤」と呼ばれる一族がある。代々越前の押領使となつて、越前国教賀の足田に住んでいた。上記の斎藤浄玄の法名が「越前入道」となっていることから見ると、この斎藤越前入道浄玄は足田斎藤氏の出身と思われる。

一、「斎藤越前入道」を「斎藤親基」に擬している解題説の根拠もまた明らかでない。斎藤親基は、その「親基日記」によれば、室

町時代寛正のころは政所の右筆方をつとめ、文正元年十二月三十日民部大夫になった人であることがわかる。親基日記は寛正六年乙酉八月十一日から応仁元年五月二十五日にいたる約二年間の出来事、たとえば大嘗会や幕府の政事・典礼や徳政・段銭等に関する記事などを克明にしたためたものであるが、これから見ても職掌柄とはいえ、細事もゆるかせにしない、すこぶる几帳面な人であったらしい。しかも「書大牒」の著わされたと思われる文明四・五年ころは四十五、六才でまだ健在であつたらしいから、この書の著者に擬することもあながち不当ではない。ただし日記を残した応仁元年から、本書の成つたと思われる文明四・五年までの数年間に、「入道」となつたかどうかは問題である。まして「釣雷老人」と老人を自称する年齢ではあるまい。したがつて著者を、釣雷老人こと斎藤越前入道浄玄としても、その入道はおそらく斎藤親基ではあるまいと思われる。

ちなみに上記御前奉行勅衆であつた斎藤豊基の名は、この親基日記では、斎藤親基・親基らとともに頻出する。文正二年二月二十三日には「何事番次第」の中にこの三人の名が並挙されている。当時、親基は加賀守、親基は民部大夫、豊基は兵衛尉であつた。これを見ると豊基も斎藤氏一門で、年少下位であるところから、あるいは親基の子か弟であるかも知れない。

以上によつて判断すると、「書大牒」の成立は「統々群書類伝」の解題といささか異なり、室町時代の中期、文明四・五年のころに著わされた武家用書札礼ということになる。そして関東管領上杉氏の一門、おそらくは山内上杉頼定という高位の名家から出す書札を想定して著わされたものといえよう。その著者は釣雷老人で、この人は京都室町幕府の事務職に出仕していたが、入道して斎藤越前入道浄玄と名乗つたらしい。

ここまでは推定できるが、斎藤越前入道の俗名が民部大夫斎藤親基であるかどうかは確言できない。上記のように親基と「越前」との関係もはっきりしないし、文明四・五年のころに入道して老人を名乗るには、上記のように年齢的に若すぎる。むしろ年齢から考えれば、「斎藤基恒日記」を残していて、親基の父と目される政所寄人のち式評定衆を勤めた斎藤基恒のほうが、それにふさわしい。しかしこれも当てはまらない。基恒も文安四年六月に落髪しているが法名は遠江入道玄良（基恒日記）である。その他では親基は加賀守であるから加賀斎藤であろう。結局基恒くらいの年齢の足田斎藤氏のだれかということになるが、これに該当する人はまだ見付かつていない。